

◎新潟県告示第612号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を、次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において、縦覧に供する。

平成28年5月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県土地利用基本計画図の変更

1 農業地域から次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
加茂市の一部	9